

[別添1]

- 「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付け指第17号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表  
(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法第二条第一項に規定する救急救命処置とは、「その症状が著しく悪化するおそれがあり、<u>若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。）</u>に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの」であり、その具体的範囲は、別紙1のとおりであること。</p>	<p>救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法第二条第一項に規定する救急救命処置とは、「その症状が著しく悪化するおそれがあり、<u>又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの</u>」であり、その具体的範囲は、別紙1のとおりであること。</p>